

# 教育民生常任委員長報告

令和7年6月27日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日、23日及び24日の3日間にわたり委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第51号「指定管理者の指定の変更について」から、議案第56号「工事請負契約の一部変更について」までの6議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程で、議案第51号について、現在の利用者の今後の受入れ先について、指定管理者だけが対応するといったことがないよう、市としてもしっかりと責任をもって関わってほしい。また、この施設は市の大切な財産である。跡地利用について十分に検討し、今後も活用されたいとの意見がありました。

次に、議案第47号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」については、可否同数であったため、委員長において可否を採決し、否決と決しました。

議案第47号の審査の経過及びその内容については、次の委員間討議に集約されていますので、その主な意見を報告させていただきます。

はじめに、今回の君田中学校と八幡小学校の再配置は、小中学校のあり方に関する基本方針に基づく初めての事案である。今後、様々な地域で再配置が進められ、議論がされていく中で、今回のような短い期間での保護者や地域への説明、また、その状況下における覚書の締結が今後も進められていくのか。このようなやり方に大きな疑問を持っている。といった意見が出されました。

この意見に対し、この度の再配置に関する覚書は、保護者、地域、教育委員会の三者で交わされたものであり、それは各々が理解し、同意を得た上で交わされたものであると認識している。議会として、この苦渋の決断をした保護者、地域の思いを汲み取るべきである。といった意見がありました。

また他の委員からは、覚書を交わしたというのは紛れもない事実である。ただ、私たちが保護者や地域の関係者からヒアリングした中では、それまでの説明等の

経緯がどうだったのか。その覚書を交わすまでのプロセス自体が本当に適切であったのかという疑義が生じ、今回の取組が果たして適切なものだったのか問われるべきであると考えている。さらには、再配置に伴う制服の仕様、通学手段などは、この説明が行われる時には、教育委員会として示す必要があったのではないか。といった意見が出されました。

また、関連する意見として、市が一方的に、各地域に対してまちづくりを強要するようなことはあってはならないと思う。しかしながら、これまで地域というのは、地域がまちづくりビジョンを掲げ、学校とともに、まちづくりを行ってきた経緯もある。それを学校がなくなるということに対して、やはり行政も一定の責任を持つ必要があると思うし、その指針を示す必要がある。といった発言がありました。

一方、地域というものは住民自らが、それぞれの特性を生かし創っていくものだと考えている。市が示す形どおりに作っていくものではない。住民自身が考え、協力し合い、そこを市がサポートしていく。そこが大事なところである。そのような中で、再配置に向けて君田地域と八幡地域の保護者や子どもたちが一緒に考え、前に進もうとしているところを議会が妨げるべきではない。また、委員自身の経験を踏まえての発言として、地域への説明が足りないと言うが、そこはやはり優先順位があると思う。まずは子どもたちの学びの環境を作ってあげることが最優先。次に保護者。順番的にいえば地域への説明は最後でいいと思う。保護者の意見がまとまらないうちに地域へ説明するのは難しい。自分自身も地域からのプレッシャーを感じ、我が子1人だけでも地元に通わせるべきか悩んだ時期もあったが、決してそのようなことがあってはならない。まず、子どもたちを第一優先で考え、次に悩んでいる保護者へ安心を与えることが重要である。教育委員会は、これからも子どもたちや保護者、地域に対し、寄り添いながら一緒に取り組んでいくと約束している。といった意見がありました。それに対し、今話されたものは、何年もかけて丁寧に進められてきたものだと認識している。本当に子どもたちの学びの環境は大事である。だからこそ、子どもたちや保護者に寄り添った進め方が本当にできていたのか。今回それが果たしてどうだったのか。それは期間や回数の問題ではないと思うが、説明が一方的で、また、サポート体制を明確に示せなかったのが、君田地域だけではなく、多くの保護者からの不安視する

声に繋がっている。といった意見が出されました。

あわせて、討論で述べられた意見を報告させていただきます。

はじめに、議案に反対の意見として、地域別、学校別に説明会が実施されてきたことは承知しているが、その進め方には多くの課題が見受けられる。とりわけ地域住民、保護者との共通理解の形成や納得の得られる対話を基盤として進められているとは言いがたく、説明会では統廃合や通学環境の変化に対する懸念、地域コミュニティへの影響を不安視する声が寄せられている。本来、学校の再配置の議論は存続ありき、廃止ありきではなく、子どもたちにとって、どのような学びの場が望ましいのか、地域にとって学校の果たす役割は何かという本質的な視点から出発すべきである。結果として、ともに考え、納得の上で進めるという自治の根幹ともいえるプロセスが欠けており、共通理解の形成には到底達していないと受けとめざるをえない。この議案がこのまま可決されれば、このやり方でよいという先例ができてしまい、今後の再配置全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。ここで拙速な判断を下すのではなく、将来に対する誠実な姿勢として立ち止まる勇気を持つことこそが、今議会に求められているのではないか。といった意見が出されました。

次に、議案に賛成の意見として、それぞれの思いがある中、苦渋の決断をされた保護者と地域の合意は大変重いものであると受け止めている。とりわけ八幡小学校、君田中学校とも、新入生がゼロという状況の中で、これ以上先送りはできない。子どもたちのために学習環境を整えていきたいという思いは、大いに尊重されるべきものである。子どもたちの学びにとって1年は貴重なものであり、少しでも早い対応が求められる。その思いを議会もしっかり受け止める必要がある。また、それぞれの地域で閉校記念行事等の準備が進められており、仮にこの議案が否決されれば、次のステップへ進もうとしている地域の活動を妨げることにもなりうる。このようなことは市民の代表である議会が行うべきことではない。との意見が出されました。

その後、採決が行われ、先ほど説明しましたとおり、議案第47号は否決と決したところです。

以上、委員長報告を終わります。